

# 西東京市教育計画

〈計画期間:平成 21 年度～平成 25 年度〉

西東京市教育委員会

## はじめに

西東京市教育委員会では、平成 16 年 12 月に「西東京市教育計画（教育プラン 21）」を策定し、これまでも様々な施策・事業に取り組んでまいりました。その一方で、近年の社会情勢の急速な変化に伴い、教育に求められるものは、より広範かつ本質的になっており、これまで以上に充実した教育の実現が期待されてきています。

また、平成 18 年 12 月には、約 60 年ぶりに教育基本法が改正され、「公共の精神の尊重」や「学校・家庭・地域等の相互の連携協力」などのほか、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「教育振興基本計画」を策定することが、地方公共団体の努力義務として規定されました。さらに、同法の改正を受けて、教育に関する様々な法律の改正が行われたほか、平成 20 年 3 月には「学習指導要領」が、これまでの理念であった「生きる力」をはぐくむことを引き継ぎ、具体的な手立てを確立する観点から改訂されました。

西東京市教育委員会では、これらの変化に、迅速かつ柔軟に対応していくために、今後 5 年間に西東京市が目指す、新しい時代に即した「西東京市教育計画〈計画期間：平成 21 年度から平成 25 年度まで〉」を策定しました。

この計画は、本市における教育行政の最上位計画であり、学校教育と社会教育における基本的な施策を体系的にまとめ、教育全体のレベルアップや、活力ある西東京市の教育を築くことを目的としており、西東京市における「教育振興基本計画」として位置付けるものでもあります。

今後、この計画に掲げる様々な施策・事業を学校・家庭・地域・行政が一体となり、相互の連携を深めながら着実に実施することで、子どもから大人まですべての市民が生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

最後に、この計画の策定にご尽力いただいた「西東京市教育計画策定懇談会（田中義郎座長ほか 11 名）」の委員の皆さまをはじめ、策定過程で貴重な意見を賜りました市民の皆さま、並びにアンケート調査にご協力いただきました児童・生徒、保護者の皆さまに深く感謝申し上げます。

平成 21 年 3 月

西東京市教育委員会

<目次>

---

<b>第1章 西東京市教育計画の基本的な考え方</b>	<b>1</b>
1 計画改訂の趣旨	2
2 西東京市教育委員会の教育目標	3
3 計画の位置付け	3
4 計画の基本方針	5
<b>第2章 西東京市の教育を築く施策・事業</b>	<b>7</b>
1 「生きる力」の育成に向けて	8
(1) 確かな学力の育成	
(2) 豊かな人間性の育成	
(3) 健康と体力の育成	
2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて	20
(1) 特色ある学校づくりの推進	
(2) 学習環境等の整備	
(3) 学校経営改革の推進	
(4) 教育相談機能の充実	
(5) 特別支援教育の充実	
3 社会全体での教育力の向上に向けて	42
(1) 学校・家庭・地域・行政の連携強化	
(2) 家庭の教育力の向上の支援	
(3) 社会教育の特色を生かした青少年教育の支援	
4 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて	56
(1) 多様な学びを支える社会教育の振興～公民館・図書館等を中心として	
(2) 多様な学びを支える社会教育の振興～文化・文化財等を中心として	
(3) 市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実	
(4) いつでも・どこでも・だれでも学べる環境の整備	
<b>資 料</b>	<b>72</b>

## 西東京市教育計画

策定：平成 21 年 3 月

発行：西東京市教育委員会

編集：西東京市教育委員会  
教育部教育企画課

〒202-8555 東京都西東京市中町一丁目 5 番 1 号

TEL042-438-4070(ダイヤル)



西東京市